

## 第2節 所管課への提言

### 1 市民・こども局 人権・男女共同参画室

#### 【提言】

- (1) 「かわさき子どもの権利の日事業」は条例及び子どもの権利に関する広報・啓発の効果が高いので、教職員に周知徹底を図るとともに市民・子どもに広く知らせる方策を検討すること。
- (2) 条例パンフレットを活用して子どもたちが条例の意味や大切さを真剣に考えることができるよう、内容及び活用方法について教育委員会とともに検討すること。
- (3) 行政職員及び子どもの権利に関する職場研修を計画的に策定し、方法を工夫するなどして単発的なもので終わらない継続性あるものにすること。また、職務と条例の関係を示し、条例の理解が深まるよう効果的な広報・啓発に努めること。
- (4) 子ども向けホームページを子どもの意見を参考に、見やすくかつわかりやすくし、また更新頻度も上げること。

#### 対象事業名

かわさき子どもの権利の日事業

子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付

行政職員及び子どもの権利に関する職場研修

子ども向けホームページ

#### 【現状と成果】

##### かわさき子どもの権利の日事業

- 川崎市子どもの権利に関する条例第5条では「市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける」として、子どもの権利条約が国連で採択された11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と定め、「市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする」との規定に基づき「かわさき子どもの権利の日事業」を実施している。
- 2010（平成22）年度「かわさき子どもの権利の日事業」の内容としては、①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催、②市民企画事業の実施、③高津市民館パネル展示、④市立図書館関連事業、⑤川崎市子ども夢パーク共同事業を展開している。こうした事業の広報は、ポスター掲示、チラシ配布（学校、区役所、市民館、市民まつり、川崎フロンターレサッカー試合会場（2試合）、子どもゆめ横丁会場等）、市民文化室との共同事業でPR動画を制作し、アゼリア、ミューザ等で放映する等、幅広く実施している。
- 「かわさき子どもの権利の日のつどい」では、川崎市が地域で子どもの権利保障に取り組んでいる市民グループ等と連携し、「つどい」を企画・運営している。会場は川崎市総合福祉

センター（エポックなはら）ホールで開催（参加者：2010（平成22）年度 960人、2011（平成23）年度 860人）し、市内小・中学生のダンスチームの演舞やバンド演奏、川崎市子ども会議からのアピール、全国中学生人権作文コンテスト受賞作品の発表など、子ども参加のもと、意見表明の機会も確保されている。市長及び川崎市子どもの権利委員会委員長の条例に関する話や、著名な講師による子どもの権利条例と関連付けた講演会も実施され、条例広報・啓発の貴重な機会となっている。来場者へのアンケートも実施しており、「本日のつどいに参加して、子どもの人権について関心や理解が深まりましたか」といった項目では、「深まった」175人、「少しあは深まった」70人、「深まらなかった」3人（2011（平成23）年度：回答者250人）と子どもの人権についての啓発の役割を果たしていることがわかる。

- 市民企画事業においては、NPO法人や市民グループ等が市民向けに子育てや子どもの権利に関する展示や講演、電話相談、公演、講習、ワークショップ等を実施しており、市民団体等が条例に関する広報・啓発の役割を担っている（2011（平成23）年度 15 グループ参加）。
- 高津市民館パネル展示においては、市民企画事業参加団体が子どものための相談機関、子育てや子どもの権利に関する活動紹介等パネルの展示を実施し、来場者への広報・啓発の役割を果たしている。
- 市立図書館関連事業では、広く市民の子どもの権利の関心と理解を深めることを目的として「かわさき子どもの権利の日」の前後1か月に、各区市立図書館に「子どもの権利に関する図書コーナー」の設置を依頼し、連携して子どもの権利に関する図書の紹介等を実施している。
- 川崎市子ども夢パーク共同事業では、川崎市子ども夢パークと共同で「子どもゆめ横丁」会場に「子どもの権利条例施行10周年」の巨大なバルーン廣告塔を子どもとともに作成し揚げたり、会場に子どもの権利条例ブースを設置したりする等、市民・子どもへの条例の広報・啓発の役割を果たしている。

#### **子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付**

- 「子どもの権利に関する条例パンフレット」を11月の子どもの権利週間で活用するために、10月に市内の小学4年生・中学2年生・高校1年生、特別支援学校及び民族学校の児童生徒に私立学校も含め配付している。配付時には学校に児童生徒に説明してもらうための依頼文をつけている。配付に関しては、校長会等で説明している。あわせて、市民館や図書館など子どもが利用する施設への配付も行っている。
- 条例に関しては日本語版と英語版を作成している。（学校への配付は、日本語版のみ）

#### **行政職員及び子どもの権利に関する職場研修**

- 2010（平成22）年度は、病院局の新規採用看護職員研修、職員研修所主催の若手職員研修、市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等の研修会、こども文化センター等の

学習会等延べ 8 か所に講師派遣を行っている。それぞれの職務と条例とを関連付ける内容の研修を 2011（平成 23）年度は、行政職員 4 回、施設職員 3 回、一般市民対象 5 回、計 12 回、延べ 841 人に実施している。アンケートも実施している。

- こうした研修の実績をもとに、庁内検討の結果を踏まえ、研修の依頼が来るのを待つだけでなく積極的に研修の機会を設けていこうと区役所こども支援室と連携をとり子育て中の親に関する研修会等を行うことを計画している。

### **子ども向けホームページ**

- 子ども向けホームページを制作しており、原則月 1 回の更新（イベント情報等）に加え、春休み・夏休み・冬休みの長期休暇前には全庁的な情報を収集し、期間限定のイベント特集等を掲載している。また、各コンテンツの見直しを行い、リンクの確認、各ページの整理を行っている。2010（平成 22）年度の「こどもページ」トップページのアクセス数は年間 4 万件程度であった。

### **【課題】**

#### **条例の認知度**

- 条例の広報に関するさまざまな事業がなされているが、条例の認知度は必ずしも上がっておらず、十分効果を上げられていないことが課題である。

#### **かわさき子どもの権利の日事業**

- 「かわさき子どもの権利の日事業」は、アンケート結果からもわかるように、子どもの権利についての関心や理解の深まりに一定の役割を果たしている。回答欄には、「つどいにより条例の存在を初めて知った」という回答が多くあり、条例の広報・啓発事業としての効果も高い。よって、本事業の周知が課題であり、また、あわせて、本事業を通して条例を広く周知できるような広報・啓発のあり方についても工夫、検討をする必要がある。

#### **子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付**

- 条例制定時は、市民に対する集会を開いたり、資料を配付したりすることが認知度を高める効果につながっていたが、時間が経つにつれ条例のパンフレットを作成して配付するだけでは、子どもや市民への広報・啓発に十分な効果を発揮しているとは言えなくなっている。資料等を配付するだけで終わらないような活用方法の検討が課題である。
- 学校での児童生徒への条例パンフレットの配付時の説明が、学校や説明する教師によって違いがあるなど十分でないことから、条例の意義や内容を確認し、教師が行う説明内容について教育委員会と協議する場を設ける必要がある。

#### **行政職員及び子どもの権利に関する職場研修**

- 行政職員及び子どもの権利に関する職場研修は、要請に応じて研修を行うという姿勢から計

画的かつ積極的に研修の機会を設けていくことが好ましい。研修の実施について、引き続き所管課及び区役所こども支援室等と連携を図るとともに、研修の計画的策定及び方法の工夫、単発的なもので終わらない研修の継続性についての検討が課題となる。

- 職員研修後のアンケートは研修の効果を図る上で有効であるが、とりわけ、条例が職務との関係で理解されているかどうかについて図る項目を設ける必要がある。

### **子ども向けホームページ**

- 子ども向けホームページは、「項目が多くわかりにくい」「情報が探しにくい」といった子ども会議からの指摘もある。2010（平成22）年度の「こどもページ」トップページのアクセス数は年間4万件程度あるが、次の階層（イベント情報等）のアクセス数は5千件あまりとなっている。ホームページが広報の役割を十分に果たしていない可能性があることから、子ども会議からの要望も踏まえ、必要な情報にアクセスしやすいホームページへリニューアルする必要がある。

## 2 市民・こども局こども本部青少年育成課

### 【提言】

- (1) 各区役所こども支援室とも連携し、こども文化センターやわくわくプラザにおいて、子どもや保護者等の利用者を対象に条例を広報・啓発するよう工夫すること。
- (2) 子ども夢パークにおいて引き続き川崎市子どもの権利条例に基づく運営と実践を進めるとともに、子ども夢パーク事業そのものを広く子どもたちに知らせること。
- (3) こども文化センターだより等で条例を広報・啓発する取組を行うこと。また、こども文化センターやわくわくプラザが、子どもの居場所、子どもの参加の促進、参加活動の拠点づくりといった条例に基づく活動を行っていることも隨時広報・啓発していくこと。

対象事業名

子ども夢パーク事業

こども文化センターだより等

### 【現状と成果】

#### こども文化センター、わくわくプラザ概略と子どもの権利条例との関係

- 2003（平成15）年度より、留守家庭児事業が全ての子どもたちが利用できる全児童対策事業へと変更され、「わくわくプラザ」として実施されている。これは、子どもの活動の場・居場所に当たる「こども文化センター」の業務の一環として位置づけられている。これらは、指定管理者により一体として運営され、現在4事業者がこれに当たっている。指定管理の指定期間は5年間である。評価委員会での検証の機会も用意されている。

対象児童は、わくわくプラザを開設している小学校に在学、又は学区内に在住の小学1年生から6年生までである（利用者の中心は小学1年生から3年生）。開設時間は月曜日から金曜日の授業終了時から午後6時までである（学校の休業日は、午前8時30分から午後6時まで。ただし、日曜日、祝日及び年末年始は休み）。

わくわくプラザは学校の施設を有効活用し、子どもたちは授業が終わってそのまま校内のわくわくプラザで過ごすので、登下校の安全面のリスクを回避している。わくわくプラザもこども文化センターも、実際の利用者数は年々上がっている。特にこども文化センターは伸び率が高い。

- こども文化センター、わくわくプラザでは、「運営の手引き」が作成されている。子どもの意見を取り入れ運営に反映させる子ども参加の仕組みとして、「子ども運営会議」が位置づけられており、条例との関係も明記されている。はじめはスタッフが企画して運営するが、徐々に子ども自身がこれをするよう促すなど、子ども参加のための工夫もなされている。わくわくプラザの職員には条例の研修を必須のものとするなど、条例との関係は研修においても意識されている。また、指導員を「先生」と呼んでいた慣例を改め、「サポーター」とするなどの工夫もなされている。

- 「子ども運営会議」は子どもたちの意見を運営に反映させるしくみであるが、条例については、基本的に学校で取り組んでいるので、学校から解放されてきているこども文化センター等では、取り立てて具体的な取組はしていない。また、そこにおいては、具体的に条例がどういうものかということを伝えているわけではない。
- こども文化センターは、2012（平成24）年度から運営面について各区役所こども支援室が担当し、直接対応している。例えば事故の情報とか、統計処理とかは、青少年育成課に報告が上がってき、把握している。毎月青少年育成課と区の担当課長らとの会議を開いている。よって、広報・啓発の周知も図れる。

### **子ども夢パーク事業**

- 子ども夢パークは、2003（平成15）年7月に子どもの権利条例をもとに設置された施設であり、子どもの居場所として、①ありのままの自分でいられる場、②多様に育ち、学ぶ子どもの居場所、③自分の責任で自由に遊ぶ場、④つくりつづけていく場、⑤子どもたちが動かしていける場であり、子どもの、子どもによる、子どものための活動拠点として、子どもの最善の利益を優先し、子どもの権利を全面的に保障することを目的としている。

このことを実現するために、活動拠点としての川崎市子ども会議の事務室があったり、子どもたちがゆっくりと過ごすことができる多目的スペース「ごろり」において定期的に話し合いの場が開かれたりする。

屋外では、冒険遊び場として自由な発想で遊べるプレーパークエリアや、学校外で多様に育ち、学ぶことを保障する不登校児童生徒の居場所として「フリースペースえん」などがある。その他、雨の日でも使用できる夜間照明付きのスポーツエリアや思いきり音が出せる防音設備のスタジオ、乳幼児や障がいをもった人とその保護者のための部屋「ゆるり」などもあり、全体が子どもの居場所となっている。

- 子ども夢パークは、「川崎市子ども夢パーク共同運営事業体」が管理・運営している。この事業体は、「(公財)川崎市生涯学習財団」と「NPO法人 フリースペースたまりば」とにより結成されたもので、2006（平成18）年4月から指定管理を受けている。
- 子ども夢パークで実施されている事業には、例えば、子ども夢パークの音楽スタジオで活動している子どもたちの自主企画コンサート、「子どもゆめ横丁」など子ども主体の事業がある。

### **こども文化センターだより等**

- こども文化センターは、毎月、センターの催しなどを広報するための「こども文化センターだより」を発行し、イベントによってはポスターなどの作成も行っている。「たより」の配布は、センター毎に工夫され、学校で配布されたり、公共施設に置かれたり、回覧板に入れられることもある。
- 「たより」やポスターの作成に当たっては、子どもたちがイラストを書くなど、運営に参画している。「たより」に「子ども運営会議」提案の企画を掲載することなども行われているが、子どもの権利の日の時期等に条例を広報・啓発するという取組は行っていない。

## 【課題】

### こども文化センター、わくわくプラザにおける条例広報・啓発

- 「条例については、基本的に学校で取り組んでいるので、学校から解放されてきているこども文化センター等では、取り立てて具体的な取組はしていない」との認識であるが、子どもの参加や居場所として重要な場所であるから、こども文化センターやわくわくプラザにおいても条例を広報・啓発する工夫をすることが求められる。
- 指定管理者及びその職員に、その活動と条例との関係について周知を進めることも必要である。

### 子ども夢パーク事業

- 引き続き子どもの権利条例に基づく運営と実践を進めるとともに、子ども夢パーク事業そのものを広く子どもたちに知らせることが課題である。

### こども文化センターだより等

- こども文化センターだより等においても、子どもの権利や条例を広報・啓発を行う必要がある。また、こども文化センターやわくわくプラザが、子どもの居場所、子どもの参加の促進、参加活動の拠点づくりといった条例にも掲げられている視点に基づいて運営していることも広報・啓発していくことが求められる。そのために指定管理者に事前に会議等で周知することも検討課題となる。

### 3 市民・こども局こども本部こども福祉課

#### [提言]

- (1) 乳児院や児童養護施設等の職員等に対し、条例に関する市独自の職員研修を実施すること。
- (2) SOSカードを教員が配付する時の説明資料について、条例に基づいた子どもの権利に関する記述など、子どもの権利保障の視点を取り入れた内容を工夫すること。
- (3) 児童養護施設等の児童福祉施設入所している子どもにおいても「子どもの権利ノート」や条例について説明する機会を定期的につくっていくこと。
- (4) 里親研修において「子どもの権利ノート」及び条例の内容を取り入れること。また児童に対しては里親委託時に限らず委託後も「子どもの権利ノート」及び条例の内容について説明する機会を設けること。

#### 対象事業名

- 乳児院等の職員への研修支援
- 児童養護施設等の職員研修支援
- 里親への研修
- SOSカードの作成・配付
- 子どもの権利ノート活用
- 里親家庭用「子どもの権利ノート」

#### 【現状と成果】

##### 児童福祉法と条例

- 子どもの権利条例が制定され、子どもの権利が明示されることにより、乳児院や児童養護施設で暮らす子どもについて、子どもの福祉のための保護ということに加えて、条例で示されているような子どもの権利の保障の重要性が認識されるようになった。
- 児童福祉法に基づく事業が基本であるが、条例があることで、子どもの権利保障について計画性を持ち、意識しながら事業を展開している。

##### 乳児院等の職員への研修支援、児童養護施設等の職員研修支援

- 乳児院、児童養護施設等の職員に対する研修は、24時間交替制勤務などの状況もあり、職員を一堂に集めることが難しいなどを理由として市独自の研修としては実施しておらず、神奈川県の社会福祉協議会が中心となって行う5県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を対象とした研修のみが実施されている。  
市としては、職員の資質向上を目的として、これら研修に参加する職員への研修補助を行っている。研修に職員が参加することを通じて、職員が、各種相談に応じ、地域の児童、家庭の福祉の向上が図られている。

- 職員研修の内容は、主に虐待を受けている子どもに対するケア、家庭環境について、いろいろな背景を持った子どもたちへの対処法等である。この研修の中で子どもの権利については触れられるが、5県市の研修ということから、川崎市の条例について触れる機会はない。

### **里親への研修**

- 義務化された里親への研修を実施し、委託児童の権利擁護を図っている。

### **SOSカードの作成・配付**

- 市内の小・中・高校の全生徒に年1回SOSカードを配付し、その際には子どもの権利保障や虐待とはどのようなものかについて説明を促す、教師説明用資料も添付している。

### **子どもの権利ノート活用、里親家庭用「子どもの権利ノート」**

- 児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に対して、施設入所時にケースワーカーより「子どもの権利ノート」を手渡し、内容について説明している。
- 里親家庭用「子どもの権利ノート」は朝日新聞厚生文化事業団が作成したものを、順次ケースワーカーから里親に渡している。

### **【課題】**

#### **乳児院等の職員への研修支援、児童養護施設等の職員研修支援**

- 乳児院・児童養護施設等の職員に対する研修は、市独自のものを行っておらず、5県市を対象とする研修への参加補助にとどまっており、症例を中心とした研修内容が中心で、条例に基づく子どもの権利を反映した研修を実施できていないことが課題である。

### **SOSカードの作成・配付**

- カード配布時の教師説明資料で子どもの権利保障について触れ、注としてその箇所が条例からの抜粋である旨が説明されているが、子どもへの説明内容本文に、条例に関する記述を入れることが望ましい。

### **子どもの権利ノート活用**

- 児童養護施設等に入所している子どもに対して、「子どもの権利ノート」の内容や子どもの権利条例について説明する機会が、担当ケースワーカーがこれを手渡す入所時にとどまつており、定期的に（年に1度程度）説明の機会をつくっていくことが課題として挙げられる。

### **里親への研修、里親家庭用「子どもの権利ノート」**

- 里親に手渡された「子どもの権利ノート」が子どもに渡っていることを確認するとともに、里親が子どもの権利や条例について子どもに伝えられるよう、里親研修の内容を工夫する必要がある。

## 4 市民・こども局こども本部保育課

### [提言]

- (1) 公営の保育園だけでなく、民営の保育園（認可外保育園含む）の園長・職員を対象に、子どもの権利や条例の研修機会を継続的に確保すること。
- (2) 園の運営や保育の実践に、子どもの権利の視点を活かせるよう研修内容を工夫すること。
- (3) 保護者に対して、条例リーフレットを配付したり、園便り等を活用したりするなどして、子どもの権利や条例に関する情報を提供（多文化共生への配慮含む）するよう、保育園に働きかけること。また、保護者会や研修会等の機会を利用し、保護者の子どもの権利の意識を高めるための機会づくりを積極的に推進するよう、保育園に啓発すること。
- (4) 子どもの発達段階に応じて、子ども自身が子どもの権利について学ぶことができるよう、子どもの権利に関する職場研修等を支援できる体制を整えること。

### 対象事業名

**保育園長を対象とした研修会の開催**

**保護者と職員に対する子どもの権利の意識を高めるための機会づくり**

**子どもの権利に関する職場研修（保育園）**

**職員研修＜多文化・保育園＞**

### 【現状と成果】

#### **保育園長を対象とした研修会の開催**

- 保育園長の人権意識の高揚を図ることで、条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動を推進することにつながるので、園長を対象とした研修を実施している。
- 保育園長を対象にした条例の研修では、条例のできた経緯、市の取組、さらに、保育園においてどんな取組が必要かという内容を中心に行っている。

#### **保護者と職員に対する子どもの権利の意識を高めるための機会づくり**

#### **子どもの権利に関する職場研修（保育園）**

- 保育園に対する研修として、公営保育園については、各区のこども支援室を通じて、研修を実施しており、2011（平成23）年は条例担当課である市民・こども局人権・男女共同参画室に職員の講師派遣を依頼しこれを実施した。職員の自主講座で条例をテーマに取り上げた例もある。

これに対して、民営保育園については、新設の保育園に対しては開設時に条例について説明している。民営保育園への周知方法として、年1回必ず人権をテーマにした研修を実施している。2011（平成23）年は、上記の公営保育園の研修への民営保育園の職員にも出席を呼びかけた。また、区によっては、条例の職場研修を、民営保育園又は認可外保育園へも広げて実施するところもある。その結果、少しずつ研修への参加が増えているようである。

- 保護者に対する広報・啓発の一環として、2012（平成24）年度、各区に対して、人権をテーマにした研修を加えるよう要請している。この研修を機会に条例及び子どもの権利についても深めていく機会となればと考えている。ただし、保護者への広報・啓発では条例について特に触れてはいない。なお、毎年7月人権オブズパーソンから各家庭宛てにリーフレットとポスターが配付されるので、その配付や掲示により、保護者へもこのような子どもの相談・救済機関があるということを伝える機会となっている。条例のパンフレットについては、条例制定時に配付して以降行っていない。保育園で育児、子育てについて相談を受け付けていることについては、ホームページ「子育て応援ナビ」において周知しており、保育園に預けている人だけでなく、地域の人も利用できることなど案内している。
- 子どもへの広報・啓発は、低年齢の子どもなので難しいと認識している。子どもは職員を見て育つので、保育士に限らず職員が子どもの手本になるような気持ちを持っていないといけない。立居振舞いや言動等、悪い手本にならないように、話し方とか、子どもの呼び方とかも重要である。子どもへの気づきを職員が互いに何でも話し合える環境の確保に努めている。また、子どもの呼び方や男女別で区分けする必要がない時には工夫する等、普段の保育の中でジェンダーへも配慮している。

### **職員研修＜多文化・保育園＞**

- 園長研修、担当係長研修、保育士研修等を実施することで、保育園職員の多文化共生への理解を深めている。

#### **【課題】**

- とりわけ、民営保育園については、園長会がなく園長全員が一同に話す機会がないこともあって、条例についての共通認識がなく、また、職員研修のやり方について定まっておらず、必ずしも十分に、条例や子どもの権利について広報・啓発がなされていない。
- 研修内容を園の運営や保育にどう活かしていくかについて方法論が確立していない課題もある。
- 保護者に対して条例や子どもの権利を広報・啓発できるよう、保育園に働きかけをするとともに、子どもに対してもこれができるよう、低年齢の子どもの特性を踏まえた広報・啓発のあり方を工夫し、保育園への研修を行う必要がある。
- ホームページ「子育て応援ナビ」においても、保護者等が条例や子どもの権利について接することができるよう、リンクをはるなどの工夫をすべきである。

## 5 市民・こども局こども本部こども家庭センター

### [提言]

- (1) 児童福祉法・児童虐待防止法とともに子どもの権利条例と児童虐待防止との関係に理解を深め、関係機関や学校、幼稚園、保育所等と連携した研修のあり方を工夫すること。
- (2) ホームページから相談機関の情報へアクセスしやすいように、市「こどもページ」の所管課と連携して、子どもや保護者が児童相談所に相談しやすいページを検討すること。
- (3) 子どもに関わるおとなたちに対しては、リーフレット等の幅広い広報とともに、具体的な効果が表れるよう対象を絞った出張研修、講演会等を実施すること。

### 対象事業名

関係機関・学校向け出張研修

児童虐待防止啓発講演会

児童相談所の相談機関の広報

児童相談所のホームページ「なやんできることない？」

### 【現状と成果】

#### 児童相談所の業務と条例

- 児童虐待が社会的に認知されるようになり、子どもの権利保障の必要性が、認識されるようになった。児童相談所の業務そのものが子どもの権利を守るということで、川崎市子どもの権利条例の理念と業務内容は合致している。
- 職員は条例を認知しているが、業務そのものは、法に基づいて行っており、常に条例を意識できているわけではない。条例の広報・啓発という側面では、条例をリンクさせる形で意識して進めていくことで児童虐待防止につながっていくと認識している。

#### 関係機関・学校向け出張研修

- 市立小中学校の他、保育園、幼稚園等へも出張研修を実施することにより、教職員や子どもの児童虐待に関する基礎知識の習得に貢献している。
- 関係機関・学校向け出張研修を通じて、関係機関同士の連携を深めている。
- 各区の子育てネットワークの中で、PTAや地域の子育てサークル等から依頼があれば、児童虐待や児童相談所の業務について話をしている。保護者向けの研修は特に行っていない。

#### 児童虐待防止啓発講演会

- 児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、学識経験者や医師等を講師として、関係機関職員や市民向けに講演会を開催し、児童虐待防止に関する啓発を図っている。
- 2011（平成23）年度に3児童相談所体制（こども家庭センター、中部児童相談所、北部児童相談所）に移行し、こども家庭センターが体制整備された。それに伴い施設が新しくなったのをアピールしつつ見学も兼ねて、校長会や幼稚園協会、保育園の園長会等を通じて

関係者に来所を呼びかけている。その折、虐待対応や児童相談所の業務を説明する中で、虐待が最大の権利侵害であることを話している。

### **児童相談所の相談機関の広報**

- 児童相談所の案内（リーフレット）の見直しにより、子ども自身からの相談も受けるという内容を含めて、よりわかりやすい表現に修正を行っている。また、関係機関の窓口等での配布も依頼し、PRに努めている。
- リーフレットや学校で配る「SOSカード」の他、各区役所で発行している子育てガイドに盛り込んで職員向け市民向けの広報・啓発をしている。
- 「虐待防止センター」はフリーダイヤルで24時間、365日いつでも専門の職員が虐待に関する電話に対応している。「通告」や虐待をしているという電話も「虐待防止センター」で受けている。「児童・青少年電話相談」は虐待に限らず、年齢の幅も広げて相談を受けている。

### **児童相談所のホームページ「なやんないことない？」**

- ホームページを「子育て応援ナビ」に移行して、子ども自身が相談できることを案内しているが、ホームページ上で直接相談できるわけではない。市の「こどもページ」からも、子どもにijiみやすい大きな文字やイラストをクリックしていくと、相談機関が出てくるが、紙媒体を電子媒体に載せている状態である。
- メールで相談できるようなシステムを構築する予定はない。

### **その他**

- 施設には、子どもの意見箱のようなものは設置している。子どもが意見箱に投書するのを他の子どもに見られないようにトイレ等に設置するなどの配慮をしている。
- 児童相談所一時保護所はプライバシーが少なくなりがちなので、配慮している。
- 5県市の児童相談所で幅広い広報の取組がある（市独自でやる予算がない）。
- 2012（平成24）年度は、区の要保護児童対策協議会で、傷を見つけたとき実際に通告をするためにどういう手続が必要か、委員で協議している。

### **【課題】**

- 児童相談所において、条例に基づく子どもの権利保障について改めて再認識する必要がある。
- 子ども自身が子どもの権利を認識しなければ権利行使することができないことから、児童相談所は子どもに対して子どもの権利を広報・啓発する必要がある。
- 児童虐待の早期発見のためには、おとなに対しても子どもの権利及び条例を広報する必要がある。また、学校、保育園、幼稚園、その他の関係機関などとも連携しながら周知を図ることが課題である。
- 現在のホームページは「子育て応援ナビ」の施設情報程度にとどまっており、権利侵害を受けている子どもが相談にたどり着けるような仕組みになっていないことが課題である。

## 6 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

### 【提言】

- (1) 子ども自身が制度を具体的に理解し、安心して相談できるよう、学校及び児童養護施設における「人権オンブズパーソン子ども教室」等、子どもに直接広報・啓発する事業のほか、報告書やDVD等を活用した効果的な広報・啓発プログラムを教育委員会等と協力して確立し、学校教育や市民活動の場での制度の周知を推進していくこと。
- (2) 人権オンブズパーソンの活動が、関係機関・団体の理解と協力の下、スムーズに行われるよう、関係機関・団体との連携について、情報交換やお互いの機能・役割理解にとどまらず、協議の場等を設けて、具体的なシミュレーション等を踏まえた人権オンブズパーソンの活動への理解と啓発を図ること。
- (3) 人権オンブズパーソン制度が、子どもその他の市民に利用しやすいものとなるよう、子どもが持つカード等の他、ホームページや携帯電話・スマートフォンで容易にアクセスできる方法を工夫すること。

### 対象事業名

**人権オンブズパーソン広報・啓発事業**  
**人権オンブズパーソン子ども教室推進事業**  
**人権オンブズパーソンと関係機関・団体との連携事業**  
**人権オンブズパーソン報告書作成事業**  
**人権オンブズパーソンの機能の研究**

### 【現状と成果】

#### **人権オンブズパーソン広報・啓発事業**

#### **人権オンブズパーソン子ども教室推進事業**

- 人権オンブズパーソン設立 10 年が経過し、市内の小中高校に相談カードを配付している成果として、認知度が上がる傾向にある。「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」では子ども会議に次ぐ認知度となっている。「人権オンブズパーソン」という名称自体が難しい上、制度的になじみがうすい（理解が難しい）中では、健闘している。
- 「人権オンブズパーソン子ども教室」を行い、さらに、各区こどもフェスタや子どもの権利の日のつどいなどに参加し、人権オンブズパーソン制度の周知を図る努力をしている。また、2010（平成22）年度は子ども相談カードを改定するとともに子ども向けリーフレットを新たに作成して、利用方法等をわかりやすく周知する努力もしている。
- 「人権オンブズパーソン子ども教室」は、小・中学校等 12 か所で各 1 時限、小学 5 年生、中学 1 年生を中心に、オンブズパーソン、専門調査員、職員の 3 人体制で実施している。制度の仕組みを説明した後、実際にあった相談を実演して、子どもの権利の視点としての課題をオンブズパーソン自身が 7 つの権利から説明している。これにより直接子どもたちに対し

て、いじめや人権に関する話や、気楽に安心して相談するなどの周知ができる。感想文を参考とし広報の効果を配慮する取組をしている。学校だより等に掲載してもらうことで、幅広い学年の児童生徒及び保護者に周知を図っている。

- 電話相談は、2012（平成24）年度から「子どもあんしんダイヤル」と名称を変更し、カード等で安心してかつ無料で相談ができると強くアピールしている。
- 保護者向けのチラシを、幼稚園、保育園、小学校及び中学1年生の保護者に全て配付した。カードは、市内の小・中・高校の全児童生徒に配付している。カードの配付時には、教職員による説明等のお願いを添えている。カード配付直後には、カードを見て相談の電話をかけてくる子どもが多い。
- 15秒CMを2011（平成23）年に作成し、アゼリアビジョンや関係機関等で放映した。
- 2012（平成24）年度は人権オンブズパーソン広報DVDを作成し、市立小・中学校に2枚ずつ配付した。内容は教育委員会関係部署等と相談し、現場に合わせて使いやすいように、権利について、自分たちに権利があること、行使できること等の解説を入れて子どもたちが考えることができるようになっている。
- 多言語に対応した広報媒体も制度発足当時より制作している。

#### **人権オンブズパーソンと関係機関・団体との連携事業**

- 校長会で、制度について説明しているほか、新任校長研修では毎年人権オンブズパーソンが講師として、調査・調整活動の概要と制度の意義を伝え理解を促している。
- 児童養護施設での「人権オンブズパーソン子ども教室」を3年に1回実施している。
- チャイルドライン等民間のグループとは資料を交換する等して、広報について連携している。

#### **人権オンブズパーソン報告書作成事業**

- 人権オンブズパーソン報告書では、相談内容を視覚的にわかりやすく円グラフにしたり、発意調査も短くまとめたりする等、わかりやすく伝える工夫をしている。

#### **人権オンブズパーソンの機能の研究**

- 視察の受入れはできる限り対応し、報告書は各自治体に送付している。
- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムや「子どもの相談・救済に関する関係者会議」等に参加し、自らの活動について報告するとともに、他自治体における子どもの相談・救済機関の制度運営状況や事例について研究を深めている。

#### **【課題】**

#### **人権オンブズパーソン広報・啓発事業**

#### **人権オンブズパーソン子ども教室推進事業**

- 人権オンブズパーソンの活動を具体的に伝える「人権オンブズパーソン子ども教室」は効果が高いと思われるが、オンブズパーソン自身が出向いて実施するのは限界があることから、

学校等の取組として広報が可能となるよう、制作したDVDを効果的に活用できる工夫を行うなど、関係機関とも協議の上、広報・啓発の方法を開発すべきである。

- リーフレットは、人権オブズパーソン制度を的確に伝える媒体であることから、継続的に配付する必要がある。カード以外の広報媒体の充実も課題である。
- 2011（平成23）年度のホームページではQRコード<sup>1</sup>をつけ、フォームメールに入れるようにしていたが、市のホームページリニューアル後は外されている。ホームページでは階層をたどらないと必要な情報にたどり着けず、課題を抱えた子どもには負担になる可能性がある。必要な情報にできるだけ早くたどり着けるよう、モバイル版のQRコードを工夫するなどして、アクセスしやすい広報・啓発を行うべきである。

### **人権オブズパーソンと関係機関・団体との連携事業**

- 人権オブズパーソンが、子どもの権利侵害を早期に発見し、又は子どもが人権オブズパーソンに容易につながれる、そして、人権オブズパーソンの活動がスムーズに行われるよう、各区のこども支援室（区・教育担当）、学校、民間団体等と協議の場等を設けて、具体的なシミュレーション等を踏まえた人権オブズパーソンの活動への理解と啓発を図る必要がある。

### **人権オブズパーソン報告書作成事業**

- 人権オブズパーソン報告書は第3期子どもの権利委員会の提言を受けて改善されている。これに基づいて、オブズパーソンが子どもの権利侵害に対してどのように救済を図るかについて、より多くの市民に広報する必要がある。

### **人権オブズパーソンの機能の研究**

- 子どもの権利を基盤にした子どもの権利救済の考え方・方法については、国内外においてなお研究課題となっていることから、本市の人権オブズパーソンの活動を広く伝えるとともに、他国や他自治体の第三者機関のあり方について引き続き研究を深めていくことが重要である。

---

<sup>1</sup> モザイク状の四角いマークで、携帯電話やスマートフォンのカメラなどで情報を読み取る2次元コード

## 7 教育委員会事務局人権・共生教育担当

### [提言]

- (1) 「権利学習派遣事業」でC A P等参加型プログラムを実施する場合は、子どもの権利条例との関連についても子どもに解説するよう、学校に啓発すること。
- (2) 相談カード「ひとりで悩まないで」は、子どもが利用しやすいように、子ども目線でのレイアウトや情報の掲載等の改善に向け工夫すること。
- (3) 多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」を拡充するとともに、条例との関わりについても伝えるよう努めること。
- (4) 教職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深めるよう充実させること。また、「子どもの権利Q & A」等の資料を教職員全てに行き渡るよう配付するとともに、子どもの権利に関する研修でさらなる活用を促進すること。

### 対象事業名

**権利学習派遣事業**

**相談カード「ひとりで悩まないで」の作成／配付**

**多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」等**

### 【現状と成果】

#### 人権・共生教育担当における子どもの権利の広報・啓発事業

- 人権・共生教育担当での広報・啓発事業は、主に「教材の研究開発・作成」、「子どもの権利「Q & A」作成」、「教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用」事業の実践事例集の作成等を行っている。また、総合教育センターの企画運営する「教職員研修」、「校長を対象とした研修会の開催」、「人権尊重教育推進担当者会議」では、説明者や講師を担当している。

#### 権利学習派遣事業

- 「権利学習派遣事業」は、条例第7条（学習等への支援等）に基き、条例の施行時から学校教育の中で取り組まれてきた。2011（平成23）年度は37の小学校で2～4年生を中心に、子どもたちが暴力や人権侵害から自分を守るために手法として、参加型プログラム（C A P／子どもへの暴力防止プログラム）を実施している。内容的には、子どもの権利について、寸劇等で具体的に解りやすく説明することによって、子どもにとっての安心や自信、権利の意味や行使のあり方、そして自己や他者の尊重等についてワークショップを行い、その後の振り返りや相談の機会もある。また、このワークショップは平行して保護者も実施することが位置づけられており、児童、教職員、家庭が一緒になって考えていくことから非常に効果的なプログラムとなっている。実施後のアンケート調査結果として、児童たちからは「困っていることをためらわずに相談できた」、「人権や他者への優しさの大切さを学んだ」

などが挙げられた。教師からは「悩みごとを相談されることが増えた」、「友だちとの対人関係に優しさが見えるようになった」などの意見が寄せられ、教室での子どもたちの変化に手応えを感じるといった意見が出ている。

本事業は、子どもたちが自分たちに権利があること、権利を知ること、人権侵害に対してNOと言えることを身に付けることはとても大切であり、直接条例をとおしてではないが、条例の広報啓発事業としても大きな成果を上げている。

#### **相談カード「ひとりで悩まないで」の作成／配付**

- 相談カード「ひとりで悩まないで」は、学習や進路の悩み、いじめ、登校できないなど学校生活のことさまざまな悩みに対応できるようさまざまな相談機関を載せている。子どもたちが夏休みに活用できるよう毎年6月下旬に、全市立学校、その他の施設や関係機関等の児童生徒及び教職員、施設職員等に計11万4千部配付している。相談カード配付時には子どもたちが悩んだとき、困ったときに相談するためのカードであることを、担任から説明して配付することを依頼している。
- 日本語を母語としない子どもたちへの対応については、配付時の教師用資料に学年や発達段階に応じて伝えることやルビ振りしてあるカードの活用など、低学年や外国人の児童生徒などへの配慮も併せて依頼している。
- 中学校の先生からの意見を取り入れ、カードを常に携帯できるように生徒手帳に折ってはさめるサイズとして作成している。

#### **多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」等**

- 「多文化共生教育」事業は、日本人と外国人の児童生徒が相互に文化を尊重しあってより豊かな社会を築く態度を育んでいくことを目標として、1997（平成9）年から実施している。市内の外国人市民の子どもたちが自分たちの文化に対する自尊感情を育むとともに、日本の子どもたちが異文化を尊重する契機とするために行っている。講師には、自分たちの文化を児童生徒に伝えるボランティアとして、異文化を持つ地域の外国人市民の方々に依頼している。年1回学校の中でできる多文化ふれあい交流会を開催している。事業を実施した学校での興味深い活動の紹介や情報交換の場となっている。2011（平成23）年度は55校での開催となった。
- 川崎市において年々増加する外国人市民における人権、とりわけ子どもの権利保障の推進は重要な施策と捉え、川崎市外国人教育基本方針やかわさき教育プランに基づく多文化共生社会の実現を目指している。外国につながりのある児童生徒の自尊感情を育むということは、自分を大切にするというまさに子どもの権利を保障することであり、国籍が異なることや異文化であることを理由とする差別やいじめ、虐待等による人権侵害から子どもを守るために大変重要な事業と考える。

## **教職員人権研修における啓発**

- 教職員を対象とした権利研修では、人権・共生教育担当で講師をしている初任者研修、10年経験者研修において子どもの権利学習の活用し、子どもの権利についても話している。特に初任者研修においては、「子どもの権利Q & A」（教職員向け資料）を活用しながら、実際の学校生活に照らした内容となっている。なお「子どもの権利Q & A」は1年おきに発行し、2011（平成23）年度には全校に1冊ずつ配付し、各学校における各種研修等において活用を依頼している。また校長研修会では、市の人権施策の中で子どもの権利についても説明し、あわせて全学校において子どもの権利学習の推進を依頼している。
- 人権教育においては、授業で権利学習資料を活用しているが、条例そのものを学ぶというよりは、権利の内容を学ぶことを目的とし、参加型の授業として実施している。また、権利学習資料を活用後の効果測定のためのアンケートを実施し、その結果を集計し教職員に配付している。

### **【課題】**

#### **権利学習派遣事業**

- **権利学習派遣事業**は限られた校数しか実施できていないが、子どもが具体的に権利を認識する効果的な授業であることから、事業の拡充が求められる。また、実施においては、条例を根拠として行われている事業であることを併せて説明することが求められる。

#### **相談カード「ひとりで悩まないで」の作成／配付**

- 相談カード「一人で悩まないで」について、子どもへのヒアリングで「子どもの悩みごとにに対する相談に対応していない」、「子どもにとって、どこに相談すればいいかわかりにくい」との意見が出されたことから、限られたスペースではあるが、子ども目線でのレイアウト等の改善が必要と考える。

#### **多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」等**

- 本事業は、年々増加する外国人市民等の異文化を持つ子どもへの対応に行政の取組が十分でないことから、事業の拡充が求められる。また、条例の一部が関連しているが、現状では条例の趣旨に触れることまではできていないので、こうした機会も活用し条例の趣旨を伝えていくことが、今後の課題である。

## **教職員人権研修における啓発**

- 教職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深めるよう充実させること。また、「子どもの権利Q & A」（教職員向け資料）は教職員が条例の理解を深めるために最適な資料であるが、学校に1冊の配付では実用的でないことから、全ての教職員に配付し、広くこれを活用すべきである。

## 8 教育委員会事務局指導課

### 【提言】

- (1) 各区において初任者教員を対象とした児童指導に関する研修会において、子どもの権利条例の広報・啓発を取り入れること。
- (2) 全市及び各区の校長会議において、教育長や区・教育担当などから折りにふれて子どもの権利条例について広報・啓発すること。
- (3) 人権尊重教育及び児童生徒指導の関連諸会議において、教職員に対し、体罰防止にとどまらず、広く子どもへの接し方について、条例に基づき継続的に意識啓発していくこと。
- (4) 「一人ひとりの子どもを大切にする学校を目指して」の改訂版には、いじめ問題の理解と対応における条例の意義や活用方法等について掲載するよう検討すること。

### 対象事業名

**区を単位とした、学校運営支援  
体罰防止についての意識啓発**

### 【現状と成果】

#### 区を単位とした、学校運営支援

- 指導課では、2008（平成20）年に子どもが生活する身近な地域における子ども支援のために設置された、区役所こども支援室に区・教育担当を配置し、学校教育と児童福祉、母子保健の各分野を総合的・横断的に連携し、子ども支援事業を行っている。子どもの問題等に対しては学校と連携を取りながら、関係局とも連携調整を行い問題解決に向けた取組をしている。その結果、区・教育担当が学校運営支援や児童生徒指導、事故対応、教育相談等に対し、迅速かつ的確な対応を行っている。

#### 体罰防止についての意識啓発

- 全市及び各区において教職員を対象とした人権尊重教育研修会において、体罰防止の意識啓発を継続的に行った。体罰や教職員の不適切な言動について、区・教育担当へ保護者から相談や問合せがあった段階で問題解決にあたっている。当該学校の校長に問題解決を依頼するだけでなく、保護者の意向を尊重しながら、区・教育担当が保護者と学校との間に立ち、双方から状況を聞き取り事実確認を行っている。また必要に応じて教育委員会として校長へ指導・助言を行い、学校での指導のあり方の具体的な改善を図ることにより、問題の早期解決に向けた取組に成果をあげている。

#### いじめ防止についての意識啓発

- 子ども権利条例においては第24条において「いじめの防止等」を明示している。いじめ問題に関しては本課が非常に大きな役割を担っている。特に2010（平成22）年に川崎市

で起きたいじめを背景とした自死の問題に対し、信頼を失うことのないよう全て隠さず調査するという教育長の指示により、早期に調査委員会を立ち上げ、3か月後には背景にいじめの問題があったことを公表した。さらに、このようなことを繰り返さないように、そして風化させないための資料として「一人ひとりの子どもを大切にする学校を目指して」を作成し、川崎市の教育は人権尊重教育を基盤に成り立っていることを明確に示している。

- 6～7月に生徒指導人権強化月間として、子どもたちの人間関係、いじめの防止、不登校の改善に取り組んでいる。初任者等を対象としたいじめの問題について、各区で研修を強化している。

### 【課題】

#### 区を単位とした、学校運営支援

- 全市及び各区における教職員を対象とした研修会において、在日外国人市民の問題等、川崎の歴史と課題などとともに、子どもの権利条例の研修を取り入れることが望まれる。さらには、校長会議等において、折りにふれて条例についての広報・啓発が望まれる。

#### 体罰防止についての意識啓発

- 指導課としては体罰の件数は「体罰は以前に比べて減ってきている」としているが、実態・意識調査においては、子どもの実感としてそのような変化は認められない。体罰防止はもとより、子どもに対する指導や懲戒のあり方について、条例と一体となった継続的な啓発が必要である。

#### その他

- 資料「一人ひとりの子どもを大切にする学校を目指して」には、条例について触れられていないので、条例に関する記述を掲載することが望まれる。

## 9 教育委員会事務局生涯学習推進課

### 【提言】

- (1) 川崎市子ども会議のサポーターとして子どもを支援できるおとなを増やしていくよう体制を整備すること。
- (2) 教育文化会館・市民館における子どもの権利及び条例に関わる講座数を増やす工夫をして、地域で子どもの権利について学習できる場として十分に機能させること。
- (3) 川崎市子ども会議を活性化するため、教職員から子どもに対して、子ども会議の条例で位置づけられている意味や役割を丁寧に説明するよう、学校に要請すること。
- (4) 行政区・中学校区の地域教育会議においても、条例の広報を積極的に行うこと。地域教育会議と子ども会議との連携のあり方について検討すること。
- (5) 市長への提言に向けた活動の活性化をめざし、必要に応じて子ども会議をサポートすること。

### 対象事業名

川崎市子ども会議サポーター養成講座

教育文化会館・市民館事業（平和・人権学習、家庭・地域教育学級等）

川崎市子ども会議の広報

川崎市子ども会議

### 【現状と成果】

#### 川崎市子ども会議サポーター養成講座、川崎市子ども会議の広報、川崎市子ども会議

- 川崎市子ども会議（通称「かわこ会」）は、子どもの権利条例に基づき設置されており、意見等をまとめ市長に提出することができる。子どもの自主的な活動として定例会、川崎子ども集会、その他の活動を行い、その成果として市長報告等を行っている。子ども委員の登録は、2012（平成24）年度は約30人である。例年30人前後のメンバーだが、実際にいつも参加するのは20人前後である。
- 行政区・中学校区には、それぞれ住民がさまざまな地域の教育課題に取り組んで、地域で解決していくために作られた地域教育会議があり、それが独自に子ども会議を実施している。登録者数や参加人数はまちまちで、定期的に会議を開いているところもあれば、イベント型で開催しているところもある。
- 川崎市子ども会議と行政区・中学校区子ども会議への支援・連携推進を図る子ども会議推進委員会を設置しており、おとなによる連携や情報交換を行っている。
- 「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」では、川崎市の仕組みで「子ども会議」の認知度40.1%と他の項目と比べて高いが、市の「子ども会議」か、身近な中学校区等の「地域教育会議」のものなのか、子どもにとっては明確な区別はないといった仮説も立てられる。同じく職員の認知度も75.9%と高いが、職員に特別な広報はしていない。
- 子ども委員の募集、18歳以上のサポーターの募集、活動の中での子ども集会等への参加呼び

かけ等、子どもたちが制作したチラシやポスターにより、主に学校を通して広報している。2012（平成24）年は募集のチラシを4万部近く作り、小学4・5年生、中学1年生、高校1年生に配布したところ、当課宛の問合せも多くあり、広報の効果があったといえる。活動に参加した子どもを通じて、親にも知ってもらうという効果も期待できる。

- 子ども会議のホームページでは、委員・サポーター募集、Q&A等を掲載している。トップページに虹レンジャーや浦島太郎などの子ども会議のキャラクターを、写真等交えてアップしたいと計画している。
- 子どもたちの自主的な活動をサポーターによって支援しており、市内施設（こども文化センターや市民館、図書館）や大学等にちらしを配布するなどして募集している。応募者に対してはサポーター養成講座を開催した。18歳で川崎市子ども会議を卒業して、そのままサポーターになるケースもある。

#### **教育文化会館・市民館事業（平和・人権学習、家庭・地域教育学級等）**

- 教育文化会館・市民館事業は、市民意識の啓発や、地域社会の形成に必要な力を養う学びの場であり、事業実施要項の中で「平和・人権学習」について幅広く提供し、子どもの権利学習を考慮することと謳っている。分野が幅広いので必ず毎年とはいはず、取上げ方もさまざまであるが、各館で概ね年間1講座ずつ程度はある。
- 家庭地域教育学級、PTAのための研修の中でも子どもの権利に関する学習があり、主催事業としてさまざまな学習機会を提供できるようにしている。
- 市民館の職員が企画する主催事業としての平和・人権学習や家庭教育学級のほか、企画委員を募って、市民の意見を聞きながら開催する市民自主学級もある。

#### **【課題】**

##### **川崎市子ども会議サポーター養成講座**

- 2012（平成24）年度はサポーターが10人程度と少なく、また、高校生から移行してサポーターに移った人が多い。募集のため大学や市内施設にチラシを配布しているが、サポーターとして子どもを支援できるおとなを増やしていく工夫する必要がある。
- 子ども会議の通常の参加人数は20人程度であるが、参加人数が増えた場合の運営方法の検討も今後の課題である。

#### **教育文化会館・市民館事業（平和・人権学習、家庭・地域教育学級等）**

- おとなへの広報・啓発が、市民館の役割と捉えているが、条例制定当初より子どもの権利及び条例に関わる講座は現在では少なくなっていることから、さまざまな機会を捉えて、学習の場を提供する工夫をしていく必要がある。

## **川崎市子ども会議の広報**

- 各中学校で関わっている担当教員がいるが、学校における教職員への広報の仕組みができるいないことが課題である。
- 子ども会議のホームページによる広報は、コンテンツの充実など改良の余地がある。
- 子どもからおとなまで広く川崎市子ども会議の活動等を周知するために、さまざまな広報手段を検討していく必要がある。

## **川崎市子ども会議**

- 地域教育会議の活動において、条例に基づく市の子ども会議が位置づけられておらず、市の子ども会議においても、地域教育会議との連携の取組がなされていないことが課題である。
- 行政区・中学校区の地域教育会議の活動も条例に基づく子どもの参加に位置づけられた活動であることを踏まえて、条例の広報を充実させる必要がある。
- 子ども会議による市長への提言は子どもの参加のための重要な活動であることから、その活動の活性化を図るとともに、そのサポート体制を充実させる必要がある。

## 10 教育委員会事務局総合教育センター

### 【提言】

- (1) 子どもの権利学習や条例学習を体系的に人権尊重教育実施計画に位置づけられるよう学校を支援すること。
- (2) 校長や教頭等の条例理解を深めるとともに、教職員が学校教育に活かしていくことができるよう、各種研修会において、子どもの権利条例の意義や内容、条例に基づくさまざまな仕組みなど、内容の工夫をすること。
- (3) 学校において、子どもたちが子どもの権利の理解を深めるとともに条例を活用できるよう、子どもの権利学習資料及び教材の継続的な活用方法を検討すること。また、教材、資料の作成時には子どもの視点に配慮し、あらゆる立場の子どもにとってわかりやすく、親しみやすいものとなるよう工夫すること。
- (4) 「子どもの権利に関する週間」において、日常的な学習及び学校生活や子どもの権利に関する学習への取組を公開するとともに、子ども、保護者、地域住民が子どもの権利及び条例について関心と理解を深めていけるようにすること。

### 対象事業名

**教材の研究開発・作成**  
**教職員研修**  
**校長を対象とした研修会の開催**  
**子どもの権利「Q & A」作成**  
**子どもの権利に関する週間**  
**人権尊重教育推進担当者研修**  
**教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用**  
**職員研修<多文化・教職員>**

### 【現状と成果】

権利学習資料及び教材とその活用

**教材の研究開発・作成**  
**子どもの権利「Q & A」作成、**  
**教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用**  
**職員研修<多文化・教職員>**

- 川崎市人権尊重教育推進会議作成の「みんな輝いているかい～だれもが自分らしく生きていこうために」(小学生版「子どもの権利学習」資料)、「私もあなたも輝いて～だれもが自分らしく生きていくために～」(中学生・高校生版「子どもの権利学習」資料)、「はたらくひとつ」は、川崎市内の全教職員に配付し、広く活用していけるように努め、活用時期に応じて適切に発行している。

- 子どもの権利学習資料では、子どもの権利及び条例についてイラストを用いながらわかりやすく解説している。子どもの権利「Q & A」については、人権尊重教育の研修の機会をとらえ、人権尊重教育を基本とした学校教育の実践に活用できるように促している。
- 実践事例集の作成・活用については、初任者研修や希望研修、要請訪問で紹介をしたり、活用したりすることで周知徹底を図っている。また、各学校で権利学習が導入しやすいように支援している。
- 子どもの権利条例については、人権尊重教育という枠の中で併せて研修を行っている。しかし、子どもに「条例」という言葉を覚えさせることではなく「子どもの学校生活の中でどう人権尊重教育を実現するか」を大事にしている。

## 各種人権研修

### **教職員研修、校長を対象とした研修会**

#### **職員研修<多文化・教職員>**

- 総合教育センターでは、教職員及び人権尊重教育担当者への研修を実施している。教育委員会としては人権尊重教育を柱としており、子どもの権利条例に特化した研修は行っていないが、研修の中で子どもの権利又は条例を扱っている。また、児童文化研究会の常任委員とTAP（玉川アドベンチャープログラム）を講師として表現活動や人間関係づくりのプログラムの実技演習を行い、学校における子どもの権利保障について教職員の意識の高揚を図っている。
- 新任校長研修では、人権オブズパーソンから事例を交えた話や、全体校長研修会の内容では、直接人権尊重教育についてではないが、文部科学省の特別支援学校の調査官から子どもたちの人間関係を重視した楽しい学校作りについてや、学識経験者から障害者の権利やいじめ・不登校等の問題をテーマとした話を聞いている。また、教頭研修においては、学校現場で実践してもらうよう「かわさき共生＊共育プログラム」執筆者や人権・共生教育担当課長らの講演により、教材の効果的な活用を促している。
- **職員研修<多文化・教職員>**では、さまざまな悉皆研修<sup>1</sup>を実施することで、川崎市の特色ある教育活動として意識する教職員が増えてきている。多様な文化背景をもつ子どもたちについての理解が深まることで学級経営・授業力の向上につながったと実感する教職員もいる。

## 子どもの権利の広報・啓発

### **子どもの権利に関する週間**

- 市で設けている「子どもの権利に関する週間」の中で、日常的な学習及び学校生活や子どもの権利に関する授業の取組を公開している。小学校、中学校では、学校行事や道徳の時間、「かわさき共生＊共育プログラム」などで取り組んでいる様子が見られる。

<sup>1</sup> 初任者研修や10年経験者研修のような、対象階層の全ての教職員が受ける研修

## その他の取組

### 人権尊重教育推進担当者研修

- 会議は、年間4回実施し、各校の年間計画を中心に中学校区ごとに成果や課題について情報交換を行っている。また、体験学習のためのファシリテーター養成研修、研究推進校等の実践報告や授業参観、さらには振り返りとして各校での取組、子どもの権利学習資料や、「かわさき共生＊共育プログラム」の活用等を議題としている。
- 人権尊重教育実践推進校・研究推進校を指定し、「人権尊重教育実践集録」としてまとめ人権尊重教育担当者研修などで活用している。
- 会議では人権尊重教育という枠の中で子どもの権利条例についての研修も行っているが、子どもに「条例」という言葉を覚えさせることではなく「子どもの学校生活の中でどう人権尊重教育を実現するか」を主眼にしている。学校教育は学習指導要領に従うため、その中で子どもの権利学習を実施することは学校長の判断になるので、「かわさき共生＊共育プログラム」を年間6時間実施することを依頼している。

### 【課題】

#### 子どもの権利学習

それぞれの学校において、人権尊重教育等子どもの権利学習は実施されているものの、子どもの権利条例との関連づけがなされていないため、条例への認知につながっていない。また、各種の人権への取組において、子どもの声を反映する取組がなされていないことから、子どもたちの声を受け止めた上で、人権・共生教育担当や指導課等、各部署で実施している事業を調整することが必要である。

#### 各種人権研修

- 各種人権研修は人権尊重教育全般を柱として実施されており、子どもの権利条例に特化した研修については実施されていないために、教職員の条例に対する意識が希薄となっていることが考えられる。管理職が条例の意義や内容、条例に基づく仕組みなどについて理解が深められるよう、人権研修についての内容を工夫する必要がある。
- 子どもの権利及び条例に基づく実践が行われるように、各学校の授業実践をはじめとして、日常の教育活動において、どのように活用し浸透させていくのかについて、教職員の研修内容を充実させる必要がある。

#### 権利学習資料及び教材とその活用

- 学校においては、子どもの権利学習資料に基づいて権利学習がなされているが、条例の認知につながっているとはいえない。そこで、より一層、子どもの権利の理解を深めるとともに条例を活用できるよう、こうした資料及び教材の継続的な活用方法を検討することが求められる。

- 教材については、子どもにとってわかりやすく、興味を引くような内容やレイアウトにするなど一層の工夫が望まれる。

#### 子どもの権利の広報・啓発

- 「子どもの権利に関する週間」において、日常的な学習及び学校生活や子どもの権利に関する学習への取組を公開するとともに、子ども、保護者、地域住民が、子どもの権利及び子どもの権利条例について、関心と理解を深めていけるようにすることが求められる。